

海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるA Z製ワクチンの接種

アストラゼネカ（A Z）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、今月25日から、条件を満たす希望者の方に対し、A Z製ワクチンの接種が行われることとなりました。概要は以下のとおりです。

- 1 本事業の対象者のうち、以下（1）又は（2）の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、A Z製ワクチンの接種が可能となります。
 - （1）既に居住地でA Z製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方
 - （2）アレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種できない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

- 2 本事業でA Z製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。
<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

- 3 詳細は以下の外務省ホームページを御覧ください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>